

特別料金計算取扱要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、茨木市水道事業給水条例(昭和35年茨木市条例第3号。以下「条例」という。)及び茨木市水道事業給水条例施行規程(平成10年茨木市水道事業管理規程第1号。以下「規程」という。)に定めるもののほか、共同住宅等の料金及び承認並びに届出の取扱いについて定めるものとする。

(その他管理者が必要と認めた建造物等)

第2 条例第24条第2項第5号に規定するその他管理者が必要と認めた建造物等は、次に掲げるものとする。

- (1) 独立した生計若しくは事業を営む住居、店舗、事務所等が混在する多目的ビル又は業務用ビル
- (2) 同一敷地内に家主の住居と借家人の住居が存在するもの
- (3) 同一敷地内に工場や倉庫と社宅や寮が混在するもの

(適用除外)

第3 次に掲げる建造物等は、この要綱を適用しない。

- (1) 官公庁、学校、病院、倉庫、福祉施設及びターミナルビル
- (2) 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)第5条に規定する施設
- (3) 旧大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和49年法律第109号)の適用を受けて設置された店舗
- (4) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)の適用を受けて設置された店舗
- (5) 寄宿舍、簡易宿泊所及び下宿
- (6) マンション等の集会所、駐車場、散水、ごみ置場等

(適用戸数)

第4 適用戸数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第24条第2項第1号に規定する共同住宅は、入居している戸数とする。
- (2) 条例第24条第2項第3号に規定する小売市場の施設は、市場の出店店舗数とする。
- (3) 条例第24条第2項第4号に規定する中央卸売市場の施設は、大阪府中央卸売市場条例(昭和53年大阪府条例第6号)第2条第3項に規定する卸・仲卸売り業者数のうち、施設の使用許可を受けている業者数と管理棟を含むその他関連業者を1とする合計数を適用戸数とする内容の協定書を大阪府と締結し、決定する。
- (4) 前3号に掲げるもの以外の適用戸数は、特別料金適用基準によるものとする。

(承認通知)

第5 規程第27条第1項に規定する承認は、「特別料金計算承認通知書」(様式第1号)により行うものとする。

(使用水量の認定)

第6 使用水量は、各戸及び各室が均等に使用したものとする。

(領収書等の発行)

第7 水道料金の領収書及び水道使用量・料金のお知らせは、給水装置の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者に発行する。

(特別料金の適用期日)

第8 規程第27条第1項又は第2項に規定する特別料金計算申込書の提出があったときは、特別料金の適用は、検針前にあってはその月分から、検針後にあっては次回検針分からとする。

(その他)

第9 この要綱に定めのない事項については、水道事業管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(様式第1号)

茨水営第 号
年 月 日

給水装置所有者

様

茨木市水道事業管理者

特別料金計算承認通知書

年 月 日付け申請の「特別料金計算申込み」については、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

- 1 使用者番号 _____
- 2 給水場所 _____
- 3 申込戸数 _____ 戸
- 4 適用戸数 _____ 戸（外付属給水栓 _____）
- 5 適用年月 _____ 年 ・ _____ 月分から

なお、適用戸数に増減が生じた場合は、同封の「特別料金の取扱いについて」をご参照いただき、その都度「特別料金計算変更申込書」を提出してください。